

転出された皆さんへ  
県民投票には『引続居住証明書』等 が必要です！  
※ 証明書発行は平成 31 年 2 月 13 日以降になります ※



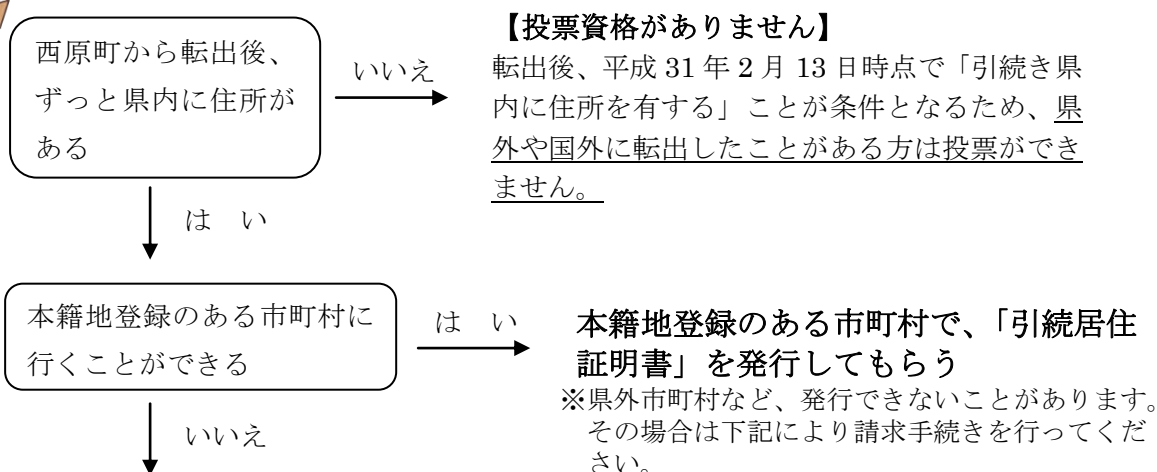
『引続居住証明書』とは？

県民投票の投票資格は、同一市町村に3か月以上居住し、転出後、平成31年2月13日まで引続き県内に住所を有する者となっています。この証明書は、転出後引続き県内に居住していることを市町村が証明するものです。(証明書は原則無料)

その他に、「住民票」などが引続居住証明書の代わりとなる場合もありますが、有料となる市町村もあります。また、証明書を取得できる時間帯についても市町村によって異なる場合がありますので、事前にお問い合わせの上、請求手続きを行ってください。

引続居住証明書の発行について (※手続きに必要なもの  
運転免許証など、顔写真付きの本人確認ができるもの)

発行に関しては、下記のとおりいくつかのパターンがありますので、ご自分に合った方法で証明書の請求手続きを行っていただきますようお願いいたします。



① 転出1回の場合 例) (旧)西原町(3か月以上居住) → (現)県内市町村  
A 又は B の方法により、証明書をご準備ください。

**A** 西原町で「住民票の除票」を取得し、現住所地の市町村で除票内容の確認後、「引続居住証明書」を発行してもらう

**B** 現住所地の市町村で「住民票」を取得し(有料の可能性あり)、「引続居住証明書」の代わりとする

② 転出2回以上の場合

例) (旧)西原町(3か月以上居住) → (旧)県内市町村 → (現)県内市町村

C の方法により、証明書をご準備ください。

**C** 全ての旧住所地市町村で「住民票の除票」(有料の可能性あり)を取得し、現住所地の市町村で除票内容の確認後、「引続居住証明書」を発行してもらう